

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-3 患者の個人的な医療情報における患者の権利

翻訳 正木左希子

1999年、福祉当局はX氏（女性）の精神状態について多くの問い合わせを受けた。そのひとつは地元病院の精神科クリニックの所長であるR医師宛のものだった。

R医師はX氏が自傷の恐れがあると懸念し、地域の精神科医であるA医師に彼女の引き継ぎを依頼し、A医師はX氏の診察（検査）をすることになった。

X氏はA医師のクリニックを受診した。X氏との会話の後、A医師は、彼女がパラノイア患者と判断したが、強制的に精神科治療を受けさせる根拠はなかった。それにもかかわらず、A医師は彼女に自発的に精神科治療を受けるよう促した、しかしX氏はA医師の提案を拒んだ。

X氏は「精神疾患患者」のレッテルを貼られたように感じた。彼女はA医師による医学的所見や診断を含む医療情報を提供するよう求めた。

A医師はX氏の要求を拒否した。

**A医師はX氏の精神的な状態に関する医療情報の提供を拒否できる立場にあったか。**

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

**YES** A医師は、患者がその情報を知るべきではないと判断した場合には、患者に医療情報を提供することを拒否する権利がある。

**NO** 医療情報は患者のものである。精神科医は、その情報が患者にとって有害であるという明確な根拠がなければ、患者からその情報を剥奪する権利はない。

本ケースについてのノート

## 判決

このケースはその国の最高裁判所で審議された。裁判所は、医療情報の開示を受ける患者の権利がこのケースの出発点だと結論づけた。患者の状態に関する情報は医師または医療機関の私的所有物ではない。情報は患者のものであり、医師はその情報を誠意を持って扱わなければならない。患者が医療情報の開示を受ける権利は、患者の人間としての自律性と尊厳に由来するものである。その医療情報を患者から奪う重大な理由がない場合、患者の権利が優先され、医師は患者に情報を提供しなければならない。

しかし、患者が医療情報の開示を受ける権利は絶対的な権利ではない。医師は、情報が開示された結果生じる患者の身心の状態に対する影響を考慮しなければならない。

## ディスカッション 個人的な医療情報についての患者の権利

「尊厳の尊重」という概念は完全には明確ではない。またそのフレーズは多くの法的、倫理的文書で用いられているが特定の定義は存在しない。定義できない理由の一つは、それが様々な文脈で用いられ、かつその意味が異なってしまうため、単一の定義によって完全には捉えきれないからだ。しかしながら、「尊厳」という言葉を私たちの生活の中で使用するために、いくつかの実践的な原則が確立された。

世界のほとんどで他者の尊厳の尊重の必要性に同意しているが、(世界各国で「尊厳」という用語には異なる意味が存在するが) 実践的な原則に関して議論がある。例えば、精神疾患患者の尊厳の尊重の必要性は受け入れられるが、その人に対してすべての医療情報を(この尊厳の一部として) 提供することには意見が食い違い得る。

時に、知識の欠如が患者の恐怖心や感じるプレッシャーを助長してしまい、治療が好ましい効果を発揮する機会が奪われてしまう可能性があるからだ。また、適切な仕方では情報を伝えることは、患者が医師に対して感じる信頼に寄与する。

他方、患者が自分自身の病気の程度を把握できない場合もあり、情報を明らかにすることが患者を傷つける場合もある。例えば、その情報により患者が落胆したり、うつ状態になったり、自傷行為を導いてしまうこともあるということだ。

医師の目的は患者に利益を与えることであり傷つけることではないので、医師は特定の患者に関して、どの情報が明らかにされるべきか否かを考慮しなければならない。

情報を明示しない理由は患者を守るためであることに留意すべきである。倫理委員会や外部機関内の枠組みにおいて、一方で尊厳と尊重に対する患者の基本的権利として情報を開示する重要性、他方で患者の自傷の恐れをふまえて決定されうる。